

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の効率性及び透明性を向上させ、コンプライアンス遵守の経営を実施するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることと、企業価値の極大化を目指してまいります。コーポレート・ガバナンスの充実には、何より経営陣の意識が重要であると認識しており、経営陣自らが規律ある行動を行うことで、良質な企業文化が構築されるよう努めております。

当社は、平成28年3月25日開催の定時株主総会決議をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、取締役会の監督機能をより一層強化し、同時に迅速な意思決定と業務執行により経営の健全性と効率性を高める目的を持つものであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2-2株主総会における権利行使】

当社は、株主様が株主総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、現在は株主総会開催の2週間前に発送している株主総会招集通知を可能な限り早期に送付するように努めます。また、招集通知発送前のより早い段階で、T Dnetや自社のウェブサイトにより電子的にその情報を公表するよう努めます。

【原則1-2-4株主総会における権利行使】

現在、当社の全株主に占める海外機関投資家等の比率について、ガバナンス報告書では20%以上30%未満の категорияに入ります。現在、決算短信、決算説明会資料及び決算補足資料のみ英訳して当社の英文ウェブサイトに掲載しております。

今年度より議決権の電子行使を導入しましたが、今後も株主構成の変化に合わせ、招集通知の英訳等について採用の検討を継続的に行ってまいります。

【原則4-1-3】

当社は、最高責任者である代表取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。将来的に人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4いわゆる政策保有株式】

当社グループは、提携先等との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該提携先等の株式を取得し保有することができるものとしております。議決権行使にあたっては、提案されている議案について株主価値の毀損に繋がるものではないかを精査し、出資先企業の状況等を勘案した上で賛否を判断し議決権を行使いたします。定期的に出資先企業の事業進展や業績等の情報を入手し、継続的に保有すべきかどうかを判断しております。

【原則1-7関連当事者間の取引】

当社グループがその取締役や主要株主様等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主様共同の利益等を害することが無いよう、原則的に、あらかじめ当社並びに各グループ会社取締役会での決議を求めています。

1. 取締役の場合は、全ての取引が対象となります。取締役会規則に定める決議の方法により議決権行使の制限と、利益相反取引後の取締役会報告を定めております。

2. 主要株主様等との取引の場合は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引について取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。

【原則3-1情報開示の充実】

1. 経営理念等については、オプティズムをはじめとして当社ウェブサイトに掲載いたしております。

2. コーポレートガバナンスの基本方針は、当社ウェブサイト及び有価証券報告書に記載しております。当社は平成28年3月25日開催の定時株主総会決議をもちまして監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、基本方針について変更はありません。

3. 取締役の報酬については、株主総会で決議された取締役の報酬総額の限度内で、当社グループ全体の業績、各取締役の担当事業の状況、市場環境等を総合的に判断し、取締役会にて合意の上で決定いたしております。

4. 取締役候補者の選任については、当社はインターネット業界に属していることから、同業界について豊かな知識・経験・実績を有する主に社内出身者、また外部からの有識者について取締役会にて指名いたしております。なお、監査等委員につきましても、それぞれが高い専門性と経験を有しております。

5. 平成29年3月開催定時株主総会以降に選任される全ての取締役候補等について、その指名理由を開示いたします。

【原則4-1-1取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担うものと認識しております。平成28年3月25日開催の定時株主総会にて、重要な業務執行の委任について定款に新設し、取締役へ委任できることにいたしました。その結果、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定は、各担当取締役に委任しつつも、特に以下の重要な業務執行の決定については、引き続き取締役会が行うものとしております。

- ・子会社や関連会社に関する重要な経営方針
- ・重要な提携先との出資や提携に関する事項
- ・自社株式に関する事項
- ・多額の資金調達や財務方針に関する事項

【原則4-8独立社外取締役の有効な活用】

当社では、独立社外取締役を4名選任しており、そのうち3名を監査等委員として選任しております。選任理由は株主総会招集通知(当社ウェブサイトでご確認いただけます)の通りとなっております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独自の独立性基準を策定しておりますが、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員である社外取締役を選任しております。

【原則4-11-1取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会についてその責務を十分に果たすため、監査等委員以外の取締役(候補者)に対しては、知識、専門性、多様性、バランスの確保という観点から選任しております。また、監査等委員は全て独立社外取締役の要件を満たし、その役割・責務を遂行するための専門性、公平性、経験について兼ね備える人物を選任いたしております。

【原則4-11-2取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

取締役の上場会社役員の兼任状況は以下のとおりです。

- ・代表取締役社長 鉢嶺登 U-Tグループ株式会社(証券コード:2146) 社外取締役

以上、極めて合理的な範囲であり、当社の業務執行についてなんら影響を与えるものではないと考えております。

【原則4-11-3取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社では、取締役会の実効性評価については、現在のところ実施しておりません。今後は監査等委員会設置会社への移行を機に、毎期末を基準として年1回、取締役会において、取締役全員の自己評価等を参考に、取締役間で意見交換等を行い、取締役会全体の実効性について分析・評価等を行っていきたいと考えております。

【原則4-14-2取締役(監査等委員を含む)のトレーニング】

当社の取締役(監査等委員を含む)に対するトレーニングは、会社の費用負担のもとで、外部の研修等を積極活用することを奨励しております。また、各個人が自分に必要な知識の取得・能力の研鑽に努めることとしており、個々人の判断のもと適切なトレーニング等を選定し、積極的な知識・能力の向上を図っております。また、会社として有識者等を顧問として契約締結を行い定期的にトレーニングを行うなど、毎年各種経営課題に則した外部者を招へいして研修会等を開催しております。

【原則5-1株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当部署を設置しております。株主様との対話に関しては、担当部署を窓口に、代表取締役社長、担当取締役が対応方法を検討し、適切に対応しております。また、決算説明会及び当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
HIBC株式会社	4,899,200	20.57
BNYM TREATY DTT 10	1,549,700	6.50
海老根 智仁	1,436,900	6.03
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,116,264	4.69
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	900,000	3.78
野内 敦	885,000	3.72
株式会社マイナビ	755,800	3.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	607,100	2.55
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	585,284	2.46
小林 正樹	450,800	1.89

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

更新

- 1.上記大株主の状況は、平成29年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- 2.上記のほか、自己株式が1,200,000株保有しております。
- 3.HIBC株式会社は、当社代表取締役社長CEO 鉢嶺登が全株式を所有する資産管理会社です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石崎 信明	他の会社の出身者											
呉 雅俊	他の会社の出身者											
山上 俊夫	弁護士											
水谷 智之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石崎 信明	○	○	――	上場企業の財務及び会計に関する業務を担当した経験があり、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、経営や財務、会計についての知識・経験に優れていることから、当社取締役監査委員として適任であると判断し、選任しております。なお、一般株主様と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

呉 雅俊	○	○	——	上場企業の財務及び会計に関する業務の担当、また取締役管理部長などを歴任した経験があり、経営や財務、会計についての知識・経験に優れていることから、当社の取締役監査等委員に適任であると判断し、選任しております。なお、一般株主様と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
山上 俊夫	○	○	——	弁護士として専門的な知識と経験に基づき、有益な助言と中立的な立場から適切な監査を行っております。これにより、当社取締役監査等委員に適任であると判断し、選任しております。なお、一般株主様と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
水谷 智之		○	——	㈱リクルート(現㈱リクルートホールディングス)にて主に人材ビジネス領域に携わり、同社人事担当取締役執行役員、㈱リクルートキャリアの初代代表取締役社長を経るなどの企業経営者としての活躍をはじめ、社外では社会起業家育成に携わるなど、人材と社会貢献をテーマに幅広く活動し豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため選任しております。なお、一般株主様と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会事務局は、職務を補助する使用人を兼務の形で配置しております。なお、当該従業員は監査等委員会業務においては監査等委員の指揮命令下に置き、他の業務執行取締役の影響を排除しております。また、当該使用人は事前に監査等委員会あてに、当該業務についての議事内容、運営内容につき理解させ、その内容を確認書として署名捺印し提出しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会規則に加え、監査等委員会監査基準を独立させて設定しております。また、監査等委員、財務経理担当部門と外部会計監査人とは緊密に連絡を取りながら、以下の対応を行っております。

1. 外部会計監査人と事前協議の上、最適な監査スケジュールを策定し、当該スケジュールに基づく監査を実施いたしております。
2. 定例での外部会計監査人と代表取締役社長との面談、監査等委員会との会合、また、状況に応じて他の取締役や部門長などとの面談の設定を行っております。
3. 定例での監査等委員会委員や内部監査部門との監査報告会等の実施により、外部会計監査人とは十分な連携を図っております。
4. 外部会計監査人から不正の指摘を受けた場合は、代表取締役社長の指示により、当該部門管掌取締役、監査等委員、内部監査部門が連携し、調査を行うとともに、必要な是正措置を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	2	2	1	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	2	2	1	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

平成29年4月より任意の指名・報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4名
-------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を拡大し継続的な事業発展を行うことを目的としており、各取締役の業績に対するコミットメントを強め、かつ、短期実績と長期的な強みの確立とのバランスをとるため、業績連動型報酬制度とストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上へのモチベーション維持・向上のため、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬につきましては、有価証券報告書及び事業報告において、社内・社外取締役別に支給額総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して、それぞれの報酬等の限度額を決定しております。報酬額は、監査等委員以外の取締役については、本年度より任意の指名・報酬委員会を設置し、同委員会において協議の上で決定する予定です。監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

当社の社外取締役4名のうち3名が監査等委員であり、独立(社外)取締役であります。監査等委員及び監査等委員会の運営を補助する使用人(監査等委員会事務局を構成)を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、平成28年3月25日の株主総会の決議をもって同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社の企業統治の体制は以下のとおりです。

1. 取締役会

当社は、取締役7名(監査等委員である取締役3名を含む)で構成されております。月1回の定例取締役会以外に、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の緊密な情報伝達、意思疎通、迅速な意思決定を行うように努めております。なお、監査等委員である取締役は取締役会の監査機能とコーポレートガバナンス体制の充実に図るため、役割を果たしております。

2. 監査等委員会

当社は、監査等委員である取締役3名(全員独立社外取締役)で構成する監査等委員会を定例で月1回開催しております。なお、監査等委員は取締役会に出席して監査等委員以外の取締役の業務執行に対する監査を実施しております。なお、監査等委員の長である取締役は、その他の社内の重要会議に積極的に出席し、意見等を述べるなど当社及びグループ全体に対してその期待される役割を果たしております。

3. 内部監査部門

当社の内部監査部門は、代表取締役社長直轄の組織として他部門から完全に独立し、社内及びグループ全体における業務や諸制度が適正に遂行されているかを確認し内部けん制の役割を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が事業領域とするインターネット業界では、迅速な経営判断のもと、機動的な会社運営を求められております。同じく、取締役会の監督機能を強化することによってコーポレート・ガバナンスを充実させることは重要事項と認識しております。当社は平成27年4月1日付で持株会社体制に移行いたしました。その目的は、(1)グループ経営の強化(2)各事業会社の自律的経営による効率経営の実現となっております。この目的実現のためには、「透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定」と「攻めのガバナンス」が2軸となると考えております。体制的には、取締役会のモニタリング機能を強化した運営、一部重要な業務執行の委任が可能、また独立社外取締役の有効な活用の観点から、監査等委員会設置会社を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本報告書の項目：コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由【原則1-2-2株主総会における権利行使】に記載のとおりです。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、当社は3月開催であり、比較的集中日とはならない設定ではありますが、議案の十分な検討期間の確保を前提として、より多くの株主様が出席できるよう、株主総会関連日程を適切に設定するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在、議決権行使プラットフォームへの参加は行っておりませんが、その他の方法を含めて、機関投資家の議決権行使環境向上に向けての取り組みを検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在、当社の全株主に占める海外機関投資等の比率は20%以上30%未満であり、今後は、株主構成の変化に合わせ、招集通知の英訳について採用の検討を継続的に進めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに記載しております。 http://www.opt.ne.jp/holding/ir/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	事業内容、業績、経営方針等の事業説明会を株主総会終了後に、株主総会に出席された株主様向けに開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	基本的に年に1回本決算発表の後にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催するとともに、決算説明会の模様を動画配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて、決算情報、会社説明会資料、その他の開示情報を開示しております。 http://www.opt.ne.jp/holding/ir/release/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主様、取引先様等の全てのステークホルダーとの連携が必要不可欠であり、今まで築き上げてきた経営面でのリソースもステークホルダーあつてのことだと認識しております。ステークホルダーとの協働によるさらなる事業活動の活性化のため、当社が定める行動規範を経営陣が当社及びグループ会社の全社員へ向けて、定期的に行われる全社会議等を通じて直接説明をするなど、目指すべき企業風土醸成のために直接説明を行うなどしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、インターネット広告代理店事業者として業績を進展させてきた会社であり、元来、素材としての紙そのもの、また効果的・効率的でない印刷物等は使用してこなかったという歴史があります。また、ほとんどの社内ミーティングや会議体においても紙の資料の使用はほぼ無い、といつてよい状況です(ペーパーレス会議の推進)。自然と環境意識が根付いてきた経緯があり、また低炭素社会に向けて、ペーパーレス会議の推進、リサイクル紙の使用、事業所における節電活動の推進等、省エネルギーの推進を積極的に行っているところであり、今後さらに多面的な対応を行っていくと考えております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、情報開示について重要な経営課題と認識し、適時・正確・迅速な情報開示に努めております。株主様をはじめとするステークホルダーにとって重要だと判断される情報については法令に基づく開示以外にも当社ウェブサイト等への掲載等積極的に開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1)当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
管理部門を管掌する役員が中心となって管理業務を所管する部門とともに研修、マニュアルの作成・配布を行うことなどにより、当社及び当社子会社の取締役及び役職員に対しコンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識の醸成を図っております。
- (2)取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
当社及び当社子会社の取締役は、重要な意思決定及び報告に関して、「文書管理規程」に基づき文書の作成、保存、管理及び廃棄を行い、社内情報を適切に保存・管理しております。当社子会社については、当社の監査等委員及び子会社の監査役が求めた場合、閲覧可能な状態としております。
- (3)当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、取締役会において「リスク管理基本方針」を制定し、管理部門を管掌する役員が中心となって役職者によって構成されるリスク管理事務局を運営し、リスク管理を行っております。リスク管理事務局は、適宜リスク管理の状況を取締役会へ報告しております。当社子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危機等の管理に係る体制を整備しております。
- (4)当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、事業計画を定め、会社として達成すべき業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにすることとしております。各部門に対し、業績への責任を明確化し、業務効率の向上を図っております。当社子会社においても、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目について審議及び決定を行っております。
- (5)当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ企業の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。また、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。
- (6)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。
- (7)前号使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員会を補助するべき使用人の人事異動に関しては、監査等委員会の意見を尊重しております。また、監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に反して、当社取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けないものとしております。
- (8)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員長に報告をするための体制
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役(監査等委員である取締役を除く)による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員長に報告することとしております。また、子会社の取締役及び監査役に対しては、当社の監査等委員長に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼす事実や不正行為、法令違反に対する相談を直接または間接的に報告出来る窓口を設置し、グループ全体の不正・法令違反防止に向けコンプライアンス強化に努めております。
- (9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員長に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。
- (10)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれに応じるものとしております。
- (11)その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役(監査等委員である取締役を除く)は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。代表取締役は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査等委員に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
- (12)財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役会で承認・決議された「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するにあたって必要な事項が定められた当社の規程及び規則において、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議により制定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において定義される「反社会的勢力」をいいます。)との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織的に対応することとしております。また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、また弁護士等その他の外部の関係機関と密接な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を織り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

更新

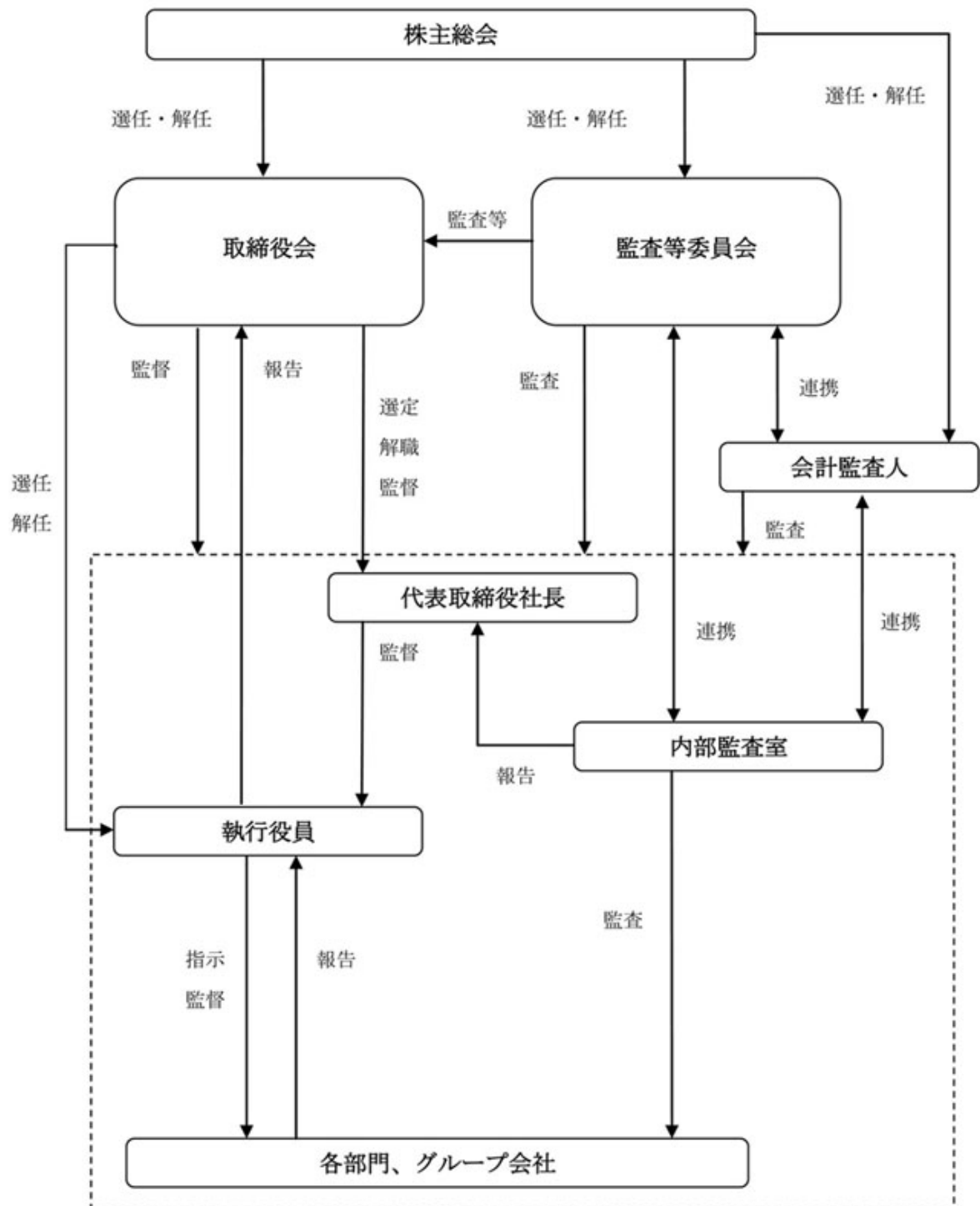
平成28年3月25日開催の定時株主総会において、同年3月31日付での定款記載の買収防衛策に関する事項の削除を行いました。従いまして、平成28年3月31日にて終了し、継続はいたしておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

コーポレート・ガバナンス強化のため、独立組織である内部監査室を設置し、オプトホールディングおよびグループ会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会へ随時報告しています。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要】

